

第2条 (料金)

1.本サービスの利用により、SBHC が申込者に推薦した人材を申込者が採用する事を決定し現実に入社した場合、申込者は理論年収の 35%および消費税を SBHC が推薦した人材が入社した月の月末締め翌月末日までに SBHC に支払うものとします。2.前項の「理論年収」とは、月額給与 12 ヶ月分に前年度の申込者の支給実績に基づく採用予定者の想定賞与額を合算した額（租税および社会保険料等控除前の金額をいう。）をいい、これには、雇用契約締結時点で予定される付加支給額として算定可能な諸手当等を含み、超過勤務手当および通勤手当は含まないものとします。3.SBHC が推薦した人材が入社した後、次の期間内に自己都合により退社した時は、退職日から 10 営業日以内に SBHC にその旨通知するものとし、SBHC は次の割合により、支払われた報酬を応募者の退職日より起算して 1 ヶ月以内に申込者に返還するものとします。（1 ヶ月以内 80%、2 ヶ月以内 50%、3 ヶ月以内 30%） 4.SBHC と申込者の間で、本条にかかわらず別途合意した料金を適用する場合には、合意内容を人材サービス申込書の特記事項欄に記載するものとします。5.SBHC が前条に定める業務を履行するために申込者の依頼に基づく出張または特別の出費を必要とするときは、その都度事前に双方協議の上その費用の負担を決定するものとします。